

全国労働衛生週間

とりかえしのつかない
職業病を防ごう

本週間 10月1日～7日、準備期間 9月1日～30日

現場では避けてとおれない“有害業務”から起こる「職業病」対策を講じなければ、知らず知らずのうちに自分の体が病に蝕まれることになります。

労働衛生週間の目的は、これらの職業病から自分の身を守るため予防方法についてあらためて確認し、実行するための活動です。



特に！

アーク溶接作業、研り作業など「**粉じん作業**」は、“**屋内・屋外に関係なく**”作業には「**防じんマスク**」の使用が義務付けですが、H26年7月には屋外でのコンクリート等の研磨・ケレン作業も着用が義務付けになりました。

「**職業病**」のなかでも治療が困難で深刻といえる「**じん肺**」から身を守るために短時間の作業であっても防じんマスク(国家検定品を選ぶこと)は必ず使用しましょう。



こちらも注意！



2021年4月より「アーク溶接」で発生する溶接ヒュームが“**特定化学物質**”に追加され、疾病予防対策が強化されました。

← 「**特定化学物質作業主任者**」の選任が必要です
再度改正→※R6.1月から「**金属アーク溶接作業主任者**」が新設

必要な対応としては、「**特定化学物質作業主任者の選任**」のほか「**特殊健康診断の受診**」「**溶接ヒューム濃度の測定と換気(屋内)**」等がありますが、今まで以上に溶接ヒュームを吸わないための保護具着用を徹底して、**溶接ヒュームは毒物!**として扱う事です。

また、安衛法が改正され27年の6月より「**受動喫煙防止**」が法律上の努力義務になっています、現場の**事務所・休憩所も対象**となりますので、分煙対策の取り組みを進めていきましょう→ “**タバコは別室で**”もしくは“**タバコは外で(公共施設内は外も×)**”



Q&A 皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

Q **機械による振動障害防止の「3軸合成値(周波数補正振動加速度実効値の3軸合成値)」ってなんだ?**

A 研り作業や切断作業、研削作業に使用されるエンジンやモーター、圧縮空気を使用した手持ち工具は作業性が高く加工性に優れますが、その反面、発生する振動によって扱う者が「**振動障害**」を発症する危険を伴います。(振動障害:手指や腕に、痺れや冷え痛み猛烈な痒みを生じる、冬季は悪化する)
取扱う上での防止対策としては「**一日の振動作業の最長作業時間の設定**」つまりは**振動にさらされる時間に上限を設けて、一日の取り扱い時間が上限を超えないように管理する必要があります。**

そのためには、工具ごとの3軸合成値を調べて、その工具は一日何時間まで使用可能なのかの確認が必要です、まずは取扱説明書かメーカーのホームページで「**3軸合成値**」を確認しましょう。

「**3軸合成値 a[m/s²]**とは、振動工具のすべての振動に対し、人体に影響を与える周波数帯域を抽出し、周波数ごとの補正を行って振動の強さとして表した振動値を、前後、左右、上下の3方向測定して合成した値:振動の強さです

算定式は

$$\text{日振動ばく露量: } A(8) = a \times \sqrt{\frac{T}{8}} \quad [\text{m/s}^2]$$

ですが、aが工具ごとの3軸合成値、Tは時間です

一日あたりの上限は「**5.0m/s²**」と振動障害予防対策指針で定められていますので、工具によっては日に**1時間未満**しか使用できない工具もあり、知らずに使用して発症したという事態を避けましょう。